

大東亜戦争期の日本陸軍における犯罪及び非行に関する一考察

弓 削 欣 也

【要約】本論文は、大東亜戦争期の日本陸軍における軍人、軍属の犯罪及び非行、中でも対上官犯（抗命・暴行脅迫・侮辱の罪）、奔敵（逃亡）等の軍の指揮・統率に関わる犯罪及び非行に焦点をあて、戦地あるいは戦時下の断片的な史料の中から、その実態を明らかにするとともに、これら軍人、軍属による犯罪等の発生の要因及び軍の実施した対策について考察したものである。

はじめに

日本陸軍における犯罪及び非行に関する史料は断片的であり、その実態については、未だに明らかにされていない部分が多い。特に戦地あるいは戦時下における史料は極めて限定されている。また大東亜戦争終結以降、今日までの日本陸軍における犯罪及び非行に関する調査、研究は、対住民犯又は捕虜虐待などのいわゆる戦争犯罪に焦点を当てたものが多く、さらに軍内部における犯罪及び非行に関する調査、研究等も含め、これら軍による犯罪及び非行の要因を天皇制イデオロギーに基づく徹底的抑圧とこれに対する反抗といった所謂「天皇の軍隊」としての日本陸軍の特殊性に求める傾向のものが少なくない¹。本稿においてはこのような状況を踏まえ、大東亜戦争期（主として昭和 16（1941）年以降）の日本陸軍における犯罪及び非行、中でも軍の指揮・統率に関わる犯罪及び非行に焦点を当て、その実態と要因及び軍の対策について考察する。

なお具体的な考察の範囲としては、日本陸軍の軍人、軍属の犯罪（陸軍刑法犯）及び非行（非違）とし、特に軍の指揮・統率に直接関わる犯罪として対上官犯（抗命・暴行脅迫・侮辱の罪）、奔敵（逃亡）²等に焦点を当てた。また地域については中国大陆（満州含む）・内地（朝鮮・台湾含む）に焦点を当てることとした。

1 大東亜戦争期の日本陸軍における犯罪等の実態

¹ たとえば藤原彰『天皇制と軍隊』（青木書店、1978年）、熊沢京次郎『天皇の軍隊』（現代評論社、1974年）など。

² 陸軍刑法における「逃亡ノ罪」は、敵前、戦時・軍中・戒厳地境、その他の3つに区分され、敵前が最も重い罪とされ死刑を含む刑罰が規定されていた。「奔敵」とは「逃亡ノ罪」のうち、敵側に奔ることをいう。

(1) 犯罪等の発生状況

ア 昭和 12 年から同 16 年まで

昭和 15 (1940) 年 11 月、支那事変 (日中戦争) 間に発生した犯罪非違について大本営陸軍部研究班がまとめた「支那事變ニ於ケル犯罪非違ヨリ觀タル軍紀風紀ノ實相竝ニ之ガ振肅對策」³によれば、同事変が勃発した昭和 12 (1937) 年 7 月から同 14 (1939) 年 6 月までの約 2 年間の内地、満州及び戦地における犯罪及び非違人員の総計は、犯罪が 5,221 名、非違が 32,964 名であった。このうち戦地における犯罪数を日清、日露両戦役と比較すると、出征兵力及び期間⁴は異なるものの、支那事変における犯罪発生数は両戦役と比べて著しく大であり、かつ高率であるとされ、また召集兵が現役兵の 3 倍半弱の多数を示す状況にあった。さらに犯罪の性質及び特色を見ても、軍紀上最も忌むべき行為である対上官犯が、日露戦争時の約 7 倍半に達するとともに、逃亡犯も日露戦争時よりも遙かに多いと分析されていた。

イ 昭和 16 年から同 17 年まで

陸軍における犯罪等の状況は、対英米戦が勃発した昭和 16 (1941) 年以降においても同様の状況にあった。昭和 16 年度の陸軍の犯罪者数は 3,148 名、非行は 7,699 名であり、これを前年度の犯罪者数 2,996 名と比較すると約 1.05 倍で、兵力 (昭和 15 年 : 約 135 万、昭和 16 年 : 約 210 万⁵) の増加分を考慮すれば減少の傾向にあった。しかし戦争が本格化した昭和 17 (1942) 年度の犯罪者数は 4,516 名、非行は 11,636 名で、犯罪者数において昭和 16 年度の約 1.4 倍に、また非行は約 1.5 倍となり、兵力 (昭和 17 年 : 約 240 万⁶) の増加分を考慮しても犯罪、非行ともに増加する傾向にあった⁷。犯罪内容のうち対上官犯 (抗命、上官暴行、殺傷、侮辱) についてみると、昭和 16 年の対上官犯は 341 名で昭和 15 年 (202 名) の約 1.7 倍となった。また昭和 17 年 1 月から同年 7 月末までの半年間における対上官犯は 126 件、152 名に達していた。その内訳を罪名別に見ると、抗命 (含党与) 20 名、上官暴行脅迫 (含党与、用兵器) 71 名、上官殺傷 (含党与、用兵器) 45 名、

³ 大本営陸軍部研究班「支那事變の経験に基づく無形戦力軍紀風紀関係資料 (案)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴ 日清戦争の 2 年間の兵力の平均は約 12.7 万、日露戦争の 2 年間の兵力の平均は約 95 万、支那事變の昭和 12 年から昭和 14 年の兵力の平均は約 111 万である。(原剛、安岡昭男『日本陸海軍辞典コンパクト版 (下)』(新人物往来社、2003 年) 246 頁)。

⁵ 原、安岡『日本陸海軍辞典コンパクト版 (下)』246 頁。

⁶ 同上。

⁷ 「軍紀風紀上等要注意事例集 (昭和 18 年 1 月 28 日陸密第 255 號別冊第 7 號)」(防衛研究所図書館所蔵) (以下「事例集別冊第 7 號」とする)。

上官侮辱 16 名と、上官暴行脅迫及び上官殺傷等の悪質犯が全体の 76%を占める結果となっていた。中でも中隊長以上に対する対直属上官犯については、准尉（応召）による大将（軍司令官）に対する犯行をはじめ多数発生しており、対上官犯に関しては今後とも樂觀を許さない状況にあったのである。また奔敵逃亡についても、支那事変以来、昭和 17 年 7 月までの満州及び支那における奔敵の合計は 99 名で、昭和 14（1939）年の 35 名を最多として、同 17（1942）年には 14 名と逐次漸減の傾向を示していた。しかし支那事変開始以来の外地における敵前並びに軍中逃亡、離隊者の合計は 3,006 名に達し、逐年増加の傾向にあるなど厳しい現状にあった⁸。

ウ 昭和 18 年

昭和 18（1943）年度の軍内犯罪数は 4,544 名、非行は 10,089 名（昭和 18 年の兵力は約 290 万で、昭和 17（1942）年の約 1.2 倍）であり、兵力の増加を考慮すれば若干減少の傾向をみせた。しかし過去 5 年間の状況と比較すれば幹部の犯罪が急増するとともに、奔敵逃亡及び対上官犯の急増等、顕著に質的悪化の状況を現示しており、軍においても最も注意厳戒を要するとされていた。これらの犯罪のうち幹部によるものは犯罪総数の 15%強（684 名）を占め、これは昭和 17 年度と比較して 135 名（将校 82、下士官 53）の増加であり、昭和 14（1939）年度の 2 倍強で、その内容も逃亡 42 名、上官暴行 31 名、辱職 28 名など悪質軍紀犯が増加していた。特に「青年將校ニシテ酒色ニ溺レテ軍中逃亡ヲ敢行シタル者」、「上級將校ニシテ一時ノ憤激ヨリ對上官犯ヲ敢行シタル者」、「高級將校ノ汚職行爲」があったことは問題視されていた。

軍内犯罪を役種別（指数は千人比）にみると、現役 1,629 名（1.18）、応召者 1,307 名（1.07）、軍属 1,608 名（4.89）で軍属の犯行が多く、非行に関しても、現役 3,730 名（2.71）、応召 3,171 名（2.59）、軍属 3,188 名（9.81）で軍属の指数が高かった。軍属の犯罪数は昭和 16（1941）年度に 781 名（非行 1,827 名）であったものが、昭和 17 年度には 1,613 名（非行 2,290 名）と一年間で倍増しており、軍においても取り締まりについては格別の努力を要するとしていた。

階級別では、総数で兵（4,391 名、2.07）及び軍属が多数を占め、且つ指数においても軍属が圧倒的ではあるが、兵よりも将校（691 名、4.54）及び下士官（1,819 名、5.46）の方が高率を示す傾向にあった⁹。犯罪内容のうち昭和 18（1943）年度の対上官犯は 428 名で、党与対上官犯 2 件 73 名、上官殺 10 名であり、とりわけ対直属上官犯は前年度の約

⁸ 「軍紀風紀等二關スル情報第 6 號（昭和 17 年 12 月 19 日）」（防衛研究所図書館所蔵）。

⁹ 「事例集別冊第 7 號」。

3倍強の62名に達するなど激増していた¹⁰。

また昭和18年度の奔敵逃亡の総数は1,066名で、これは犯罪総数の23.4%（第2位）に当たり、階級別では、将校16名（0.10）、下士官29名（0.09）、兵619名（0.03）、軍属402名（0.01）となり、その大部分は兵、軍属によるものであったが、比率からいえば将校が最も高かった¹¹。

エ 昭和19年

昭和19（1944）年はさらに厳しい状況であった。同年1月から7月の幹部の犯罪数はすでに490名に達し、前年一年間の犯罪数684名と比較しても著しく増加していた。犯罪内容のうち対上官犯は347名と前年度一年間のその総数に近く、また、奔敵逃亡についても奔敵40名、逃亡1,085名は既に前年度一年間の総数を超過しており、将兵の志気の低下を如実に表現しているものと考えられた¹²。

第1復員省が戦後作成した「支那事变大東亜戦争間動員概史（草案）」¹³（以下、「動員概史」という）に記載されている「自昭和十二年至昭和十九年十二月軍法會議處刑人員各地年別表」によると、昭和19年1月から11月までの処刑（死刑、懲役刑、禁錮刑）人員の総計は5,586名で、前年の処刑人員、4,981名と比較すると兵力の増加分（昭和19年の兵力は約410万¹⁴で、昭和18年の約1.4倍）を考慮すれば、やや減少に転じたと言えるが、詳細は不明である。このように昭和18年から19年前半にかけての犯罪等の発生状況は、戦況の悪化に伴い質的悪化の傾向を益々強めて行ったのであった。

なお、昭和20（1945）年については今回、検証することができなかった。

（2）犯罪等の具体例

ア 対上官犯（暴行脅迫・侮辱・抗命ノ罪）

既述の通り、昭和17（1942）年は上半期の分析から悪質な対上官犯の増加が憂慮されていたが、実際に2件の悪質対上官犯事件が発生した。1件は同年10月、中支（中国中部）、湖北省應山県廣水鎮馬際郷の輜重兵第3連隊第1中隊で発生した下士官、兵による中隊長代理及び中隊長校に対する、党与、暴行、傷害事件¹⁵（以下、廣水鎮事件という）であり、

¹⁰ 『偕行社記事』特號846號（昭和20年3月號）118頁。

¹¹ 「事例集別冊第7號」。

¹² 『偕行社記事』特號846號（昭和20年3月號）116、118頁。

¹³ 第1復員省総務課「支那事变大東亜戦争間動員概史（草案）3/3」（防衛研究所図書館所蔵）（以下「動員概史」とする）。

¹⁴ 原、安岡『日本陸海軍辞典コンパクト版（下）』246頁。

¹⁵ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 北支の治安戦<2>』（朝雲新聞社、1971年）329頁。『偕行社記事』特號826號（昭和18年7月號）94-96頁。

もう1件は同年12月27日、北支（中国北部）、山東省館陶県に駐屯する第59師団第53旅団隷下の独立歩兵42大隊第5中隊で発生した、兵による中隊幹部に対する用兵器、党と上官暴行、抗命、軍用物損壊毀棄事件¹⁶（以下、館陶事件という）である。

廣水鎮事件は、中隊長代理（第1小隊長）による過激な軍紀肅正に平素から反感を持っていた下士官7名、兵32名が共謀し、首謀者の曹長が週番士官として上番中に棍棒等をもって中隊長代理及び中隊長校に対して集団暴行を加えたというもので、首謀者の曹長は死刑に処せられるとともに、中隊長代理も職権乱用の罪で懲役1年6ヶ月に処せられた事件であった。

また館陶事件は、新編成部隊への転属要員を命ぜられた兵6名が転属を不服として営内外において飲酒するとともに、週番下士官及び中隊長付准尉に暴行、中隊長に暴言を吐くなどの行為を行ったうえ、中隊長を追って衛兵所を襲い銃を乱射、手榴弾を投擲して隊内を徘徊し、さらに隊外に出て乱暴狼藉を働いた事件であった。本事件については軍紀上、未曾有の事件として大問題となり、事件後、首謀者の2名の兵が死刑に処せられるとともに中隊長は責任を取って自決し、大隊長、旅団長が重謹慎の処分を受けた。さらに大隊長、旅団長はもとより、師団長、第12軍司令官、北支那方面軍司令官に至るまで進退伺いを提出する事態に発展し、軍司令官以下の4名は、翌年、予備役編入となった。折しも館陶事件が発生した日から4日後の12月31日は、御前会議においてガダルカナル撤退が決定された時期でもあった。

本事件の与えた衝撃は大きく、両事件を重視かつ憂慮した陸軍中央部は全軍に通達を発するとともに、翌昭和18（1943）年4月8日には東京で行われた防衛総司令官、軍司令官等会合において、東條陸軍大臣が「・・・軍内外ノ現況ヲ察スルニ軍紀上惡質事犯漸増ノ兆シアルハ洵ニ深憂ニ堪ヘザルトコロニシテ、戦局ノ彌久擴大ニ伴ヒ此等事犯醞釀ノ素因ハ今後漸ク其ノ多キヲ加ヘントス。今ニシテ抜本塞源之ガ芟除ヲ圖ルコトナクンバ軍紀弛緩スル所軍秩紊亂シ精強得テ望ムベカラズ」¹⁷として軍の秩序確立だけを内容とする異例の訓示を行うに至ったのである。

イ 奔敵（逃亡）

奔敵（逃亡）も昭和18（1943）年から急増していたが、翌年8月に陸軍省が作成した「軍紀風紀上等要注意事例集（別冊第8号）」¹⁸の中に、昭和18年6月に北支で発生した

¹⁶ 北支方面軍司令部「館陶事件ノ概要ニ就テ」（防衛研究所図書館所蔵）。

¹⁷ 『偕行社記事』特号824号（昭和18年5月号）1頁。

¹⁸ 「軍紀風紀上等要注意事例集（昭和18年1月28日陸密第255号別冊第8号）」（防衛研究所図書館所蔵）。

事例が掲載されている。これは現役兵が軍隊生活を厭忌し2回にわたり逃走離隊を繰り返して懲罰処分を受けたが、その後も不寝番勤務を怠ったのを発見され、さらに自己担当の自動車部品の不足を再三注意されたことにより奔敵を決意、中隊長の軍服を窃取、着用して自動貨車を操縦し逃走を図ったというもので、単に軍隊生活を忌避したということだけではなく、度重なる失態に進退窮り、遂に奔敵に至ったという事例である。

ウ 将校の犯罪及び非行

幹部（将校、下士官）の犯罪等は昭和18（1943）年から増加の傾向を示していたが、将校の犯罪等の具体的事例を『偕行社記事』の中の「決戦下の軍紀振作に就て」¹⁹にみると、現役大尉が南方第一線に赴任途中、公務に名を借り上司に無断で帰国し、公金を私用に使って情婦と温泉地等において遊興を重ねた例や、また、防空中隊長が陣地付近の民家に妻を呼び寄せ下宿し、部隊と下宿間に軍用電話を架設した上、兵舎建築残材と部下兵を使用して炊事場を建築した例、などがある。

最初に挙げた現役大尉の事例は、南方第一線に赴任途中に起こったものであるが、将校の赴任に関しては、当時から問題視されていたようで、昭和18年2月には陸軍次官名で「将校赴任ニ關スル件陸軍一般へ通牒（陸密第485號）」²⁰が出されている。同通牒では「将校ノ赴任ヲ嚴正ナラシムベキ件ニ關シテハ從來屢々注意セラレアル處ナルモ左記ノ如キ適當ナラザル事例相當多ク時局下戦力ニ及ボス影響甚大ナルモノアルニ鑑ミ・・・」として、家事整理及び軍装品調達、並びに規定外の休暇帰省の為に赴任が遅れる者、また赴任途中、諸所に立ち寄って見物、滞在等をして速やかに赴任せず、甚だしい者は内地から満州への赴任に1ヶ月を要した者、さらに交通機関の選定に当を得ず漫然と日時を経過する者、赴任先不明のため遅延する者などの具体例が挙げられている。

また、防空中隊長の事例に関しては、前掲「軍紀風紀上等要注意事例集（別冊第8號）」の中でも紹介されている。これには「・・・長期ニ互リ公々然トシテ部下ヲ使役シテ住宅ノ建築ニ著手シアリタルカ如キハ全ク意想外トスル所ニシテ純一無雜ナルヘキ軍人ノ常識ヲ以テシテハ窺ヒ知ル能ハサルヘカラス」と極めて厳しい所見が付けられている。

これらの他、「軍紀風紀上等要注意事例集（別冊第8號）」には、収賄、窃盗、住居侵入、傷害、器物破損、猥褻行為、逃亡等、16件の将校による犯罪・非行等の事例が掲載されているが「警戒警報下ニ於ケル将校ノ非行ニ關スル件」として昭和19（1944）年6月から8月までの2ヶ月間に内地において発生した警察官、警防団員への暴行等の事例6件を挙げて、将校以下の自肅自戒及び上級将校による監督指導の徹底も要望している。中でも現役

¹⁹ 『偕行社記事』特號846號（昭和20年3月號）117頁。

²⁰ 「将校赴任ニ關スル件陸軍一般へ通牒（陸密第485號）」（防衛研究所図書館所蔵）。

大尉が第一種警戒警報下、飲酒の上、白い私服姿で市中を散策中、防空補助員より防空服装を整える様に注意を受けたが暴言を洩らし、尋問にあたった巡査に暴行した事件及び現役少尉による類似の事件一件は、昭和 19 年 8 月に陸軍次官名で出された「防空警戒下ノ忌ムヘキ犯行絶滅ニ關スル件陸軍一般へ通牒（陸密第 3436 號）」²¹にも一例として記載されている。同通牒は冒頭で「軍人軍屬ノ自肅自戒ノ徹底ニ關シテハ既ニ屢次要望セラレタル所ニシテ現戦局下特ニ軍民一體ノ實ヲ發揮スヘキ要緊切ナルモノアル秋別紙ノ如キ犯行頻發ノ傾向アルハ遺憾トスル所ナリ」として全陸軍將兵に本事例を紹介し、事後この種非行の処罰を厳格に実施して再発防止の徹底を図るよう指示している。

当時、陸軍は軍民の離間を非常に憂慮しており、前掲の通牒が出る 4 ヶ月前の同年 4 月には「・・・上級幹部ノ率先垂範ヲ更ニ一層徹底スルト共ニ部下ニ對スル監督指導ヲ強化シ嚴ニ戒メテ反感、疑惑ノ根底ヲ一掃シ以テ國民ノ信賴ニ對ヘ眞ニ戦争遂行ノ中核タル陸軍ノ眞價ヲ發揮スルニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命通牒ス」として陸軍次官名で「軍人軍屬等ノ自肅自戒ニ關スル件關係陸軍部隊へ通牒（陸密第 1658 號）」²²を出しており、軍用自動車を利用し農村あるいは店舗の食糧品を強制的に買い集めたもの等、5 件の事例を挙げて自肅自戒を求めている。しかし、この種事案は中々減少せず同年 11 月には再び陸軍次官及び参謀次長の連名をもって「軍ノ自肅自戒ニ關スル件陸軍一般へノ通牒（陸密第 4708 號）」²³を出すに至っている。同通牒では「・・・依然軍ノ威信ヲ失墜シ特ニ現戦局下軍民離間、反軍思想ノ因ヲ醸成スルカ如キ事例尚其ノ跡ヲ絶タス速カニ累次注意セラレタル趣旨徹底ノ爲具體的對策ヲ講セラレ度依命通牒ス」として、軍民離間及び反軍思想の要因となる 7 件の事例を挙げ具体的対策の実施を命じている。

軍はサイパンが失陥した昭和 19 年 7 月以降、内地の戦備強化に着手し、沿岸防御強化のため「本土沿岸築城実施要綱（大陸指第 2080 號）19.7.20」に基づき逐次、陣地構築等を実施しており²⁴、陣地構築等のため各地に宿営して作業を行っていた²⁵。このため軍人と民間人との接触の機会も増加していた。また食糧に関しても国内食料事情は急迫しており、軍は昭和 18 年中期の主食において一割、副食物において二割の現地自活を企図し、昭和 19 年には各軍に現地自活要員を増加した。しかし示された所要量を自給することは容易ではなく、これを確保するために軍の一部には本来の作戦準備、特に部隊の錬成を抛

²¹ 「防空警戒下ノ忌ムヘキ犯行絶滅ニ關スル件陸軍一般へ通牒（陸密第 3436 號）」（防衛研究所図書館所蔵）。

²² 「軍人軍屬等ノ自肅自戒ニ關スル件關係陸軍部隊へ通牒（陸密第 1658 號）」（防衛研究所図書館所蔵）。

²³ 「軍ノ自肅自戒ニ關スル件陸軍一般へノ通牒（陸密第 4708 號）」（防衛研究所図書館所蔵）。

²⁴ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土決戦準備<1>』（朝雲新聞社、1971年）116-117頁。

²⁵ 同上、521-522頁。

擲して、これに専念するという現象を呈するものまで現れたのである²⁶。

以上、犯罪等の実態について見てきたが、次にこれら犯罪等にはどのような要因があったのか明らかにしていきたい。

2 犯罪等の要因分析

(1) 間接的要因(環境的要因)の分析

ア 大量動員による軍の質の低下

憲兵司令部が昭和16年4月『偕行社記事』に掲載した「幹部の指導監督不充分と犯罪発生の関係」の中にも「殊に最近最も注意を要することは、軍属の犯罪が激増した点であって、今次事變以來軍属の採用が頓に増加し、素質も若干低下せる・・・」とある²⁷、また昭和20年3月『偕行社記事』に掲載された「決戦下の軍紀振作に就て」の中にも、「兵備の飛躍的擴充に伴ひまして、將校以下の素質が急激に低下致して居りますことは必然的结果でありまして、皆様も十分御承知のことと存じます。」とあり²⁸、当時から犯罪等の増加の背景として大量動員による軍の素質の低下が問題視されていた。陸軍の兵力は昭和12(1937)年には95万人にすぎなかったが、同20(1945)年には実にその6倍の約550万人に拡大した²⁹。また現役の占める割合も序々に低下し、昭和16(1941)年以前は約60%であったものが、同19(1944)年末には約40%に、同20年には約15%以下となっていたのである³⁰。

第1復員省による「動員概史」は、この間の「軍紀ノ消長」について「支那事變勃發(昭和十二年七月)ヨリ漢口、廣東攻略(昭和十三年十月)頃迄ノ期間」は、日露戦争以来の大動員で幹部の中に指揮能力が著しく低いものが多くなり、且つ新編成部隊の掌握、団結が不十分で、「甚シキ八氏名サヘ判明セサルニ戦線ニ投入セラレシモノ」があったとし、このため軍隊は「上級指揮官ノ所期ノ如ク動カス」、「指揮權軟弱化」し、勢い対上官犯、対住民犯等の犯罪が相当に頻発したと記している。同資料はまた、「支那事變膠着時代ヨリ大東亞戦争開始(昭和十六年十二月)迄」の間は、軍隊の素質、教育の向上が図られ軍紀上も比較的改善したと認められるものの、戦争が長期に亘るにしがたい逃亡、従軍免れ、詐偽行為等の士気の低下に起因する犯罪は漸増し、「事變地後方地區ニ於ケル軍ノ特權ニ便乗スル軍政的諸問題ヲ惹起」した。このほか、「國民經濟生活ノ逼迫化ノ随伴現象並ニ經理ニ

²⁶ 「動員概史」。

²⁷ 『偕行社記事』特號799號(昭和16年4月號)49頁。

²⁸ 『偕行社記事』特號846號(昭和20年3月號)115頁。

²⁹ 原、安岡『日本陸海軍辞典コンパクト版(下)』246頁。

³⁰ 「動員概史」。

軍紀ノ弛緩トモ認メラルル」官物窃盗、横領、収賄罪等の犯行漸増し、一方、強姦等は逐次減少したものの対上官犯は昭和 16 年に亘って増加する等、軍紀の真の刷新にはまだ十分でない感があったとしている。また戦況に翳りが見え始めた「大東亞戦争中期以降終戦迄」については、「大動員ヲ内地ニ行フヤ一般士氣ノ低下、丙種入營、老兵ノ入營ノ如キ素質ノ低下ハ幹部ノ過早採用ト相俟テ軍隊ノ指揮掌握不十分」により逃亡兵が続出することとなったとし、さらに大東亞戦争末期には、軍需生産の急増に伴い、「工員、船員ノ儘ノ位置ニテ兵トシ或ハ兵ニ採リテ工場ニ出シ又ハ食料増産^マ門ノ兵ヲ設クル等、一般人トノ区分不明瞭ナ雑兵、雑軍隊」を生じたとしている。さらに特技軍人制、各部と兵科の区分撤廃、次いで義勇戦闘隊の兵制となって、指揮権、軍紀はその必要性を感じられつつも、「單ニ形ノミニヨリ名ヲカヘテ軍隊カ成立シ訓練セズシテ直ニ軍人トナル誤解ヲ生シ以前ノ軍紀觀念ヲ以テ考ヘラレサル低調ヲ是認スルモノモ生ズルニ」至ったとしている³¹。

このように大量動員による軍の質の低下は軍紀の弛緩を招き、犯罪等の要因の大きい部分を占めるようになって行った。

イ 軍の広域分散配置による軍紀の弛緩

軍紀上未曾有の重大事件である館陶事件について北支方面軍司令部がまとめた「館陶事件ノ概要ニ就テ」によれば、館陶事件発生の原因の第 1 番目として「高度分散配置ノ結果指揮掌握及教育訓練共ニ不十分トナリ從ツテ起居其ノ他ニ於テ長期ニ亘リ不軍紀ノ儘放任セラレアリシコト」が揚げられている。当該事件は軍の広域（高度）分散配置による軍紀の弛緩にその一因があった。事件を起こした第 5 中隊の所属していた独立歩兵第 42 大隊は大隊本部を臨清に置き、広大な東臨道の北半分 10 県の警備を担当していた。臨清から各県までの平均距離（直線）は約 50 km で最も遠い所では約 80 km あり、第 5 中隊が警備を担当していた館陶県は臨清から約 40 km の距離に位置していたのである。

広域（高度）分散方式は昭和 13（1938）年 12 月に大本営が示した「対支作戰指導要綱（昭和 13 年 12 月 2 日）」³²により、北支那方面軍が策定した「治安肅正要綱（昭和 14 年 4 月 20 日）」³³の「治安肅正ノ爲兵カヲ配置スルニ方リテハ・・・治安ノ良否、道路通信網ノ情况等ニ依ルヘキモ久シク匪團ノ根拠タリシ地區ノ肅正ノ爲ニハ徹底シタル高度分散配置ヲ必要トス」に基づいたものであった。さらに昭和 15（1940）年 9 月の「北支一般ノ狀況（北支那方面軍司令部）」³⁴にも「分散配置ハ・・・指揮通信連絡ヲ至難ナラシム

³¹ 同上。

³² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 北支の治安戦 <1>』（朝雲新聞社、1968 年）110 頁。

³³ 北支那方面軍「治安肅正要綱（昭和 14 年 4 月 20 日）」（防衛研究所図書館所蔵）。

³⁴ 北支那方面軍司令部「北支一般ノ狀況（昭和 15 年 9 月）」（防衛研究所図書館所蔵）。

ル極メテ不利ナル部署ナルヲ以テ一般原則トシテ八成ルヘク之ヲ避クヘキモノナリ加之之ニ依リテ軍隊ノ教育訓練上ニ與フル不利不便ハ至大ナルモノアルニ拘ラス尚且之ヲ忍ヒテ分散配置而モ高度分散配置ヲ長期ニ亘テ繼續スル所以ノモノハ前述ノ如ク現下ノ匪情ニ對シ之レ以外ニ對應ノ良配置ナキカ爲ナリ」とされていた。また「館陶事件ニ關スル方面軍司令官訓示」³⁵においても「抑々高度分散配置ニ在ル各兵團ハ軍隊ノ掌握統率ノ爲ニハ多大ノ困難ヲ伴ヒ軍紀ノ振作亦容易ナラサルモノアルハ之ヲ認ム然レトモ斯ノ如キ兵團ノ態勢ハ方面軍作戰任務遂行ノ爲多年ニ亘リ貴キ血ヲ以テ贖ヒ得タル戦法ニ基ク必須ノ要求ニシテ遽ニ之力變換ヲ許サス・・・」とあることなどからも明らかのように、部隊を広域に分散して配置することは、当時であっても統率上困難を来し、軍紀振作の障害となることは十分認識されたうえで、やむなく実行されていたのであった。

ウ 軍の頻繁な編成（改編）・移動に起因する団結力の低下

「動員概史」の「大東亞戦争進撃時代（昭和十八年初頭迄）」によれば、大東亜戦争が勃発すると一般に士気が上がり、軍紀も比較的緊縮し、南方地域においては「既往ノ経験カラ特ニ戒ムル所」があり、対上官犯等も比較的多発しなかった。しかし一方で兵力の増強を要するに伴って軍隊の移動並びに編成替えが極めて頻繁となり、「満洲、支那」に在る軍隊はあたかも内地の補充隊のような状態となった。また指揮官の更迭も頻繁となって、兵は内地入営直後に送られ、且つ予算上も古参兵と重複して初年兵教育をすることさえ不可能で、「銃ノ持ち方ヲ祿ニ知ラス第一線ニ立ツ」式の状態となり、いわゆる「豪傑」と称される不良兵の「傳遞式」異動は重大なる軍紀犯の原因を作った。また、「満洲、支那」の一部においては、「忘却サレタル真空地帯」として「氣合ノカカラヌ長期滞陣」に飽きて弛みを生ずるところがあった。さらに軍需産業等の要求上、一部特技者の早期交代並びに特技を生かして使うため、航空、鉄道、船舶、戦車部隊への将兵の転属を頻繁に行わない訳には行かない状況に至り、このため「満洲、支那部隊」においては「動かズシテ然モ落付キヲ失フ」部隊があった。以上の結果、「郷黨ノ見ル虞アル内地」や激戦地以外の地においては往々にして「意外ナル極端ナル大事故ノ突潑」をみるに至ったとしている³⁶。

「館陶事件ノ概要ニ就テ」においても、事件発生の根本原因として「傳統ト歴史トヲ有セス且掌握團結共ニ十分ナラサル屢次ノ改編部隊ナリシコト」、「新編成部隊ニ優秀者ヲ充當スル等ノ徳義缺除シアリシコト」等が揚げられている。

このような事情を裏づけるものとして「軍紀風紀要注意事例集（別冊第7号）」には「轉屬甚シキ一例」と題し、某独立工兵部隊（総人員 4,053 名中、固有兵数 1,393 名）への転

³⁵ 北支那方面軍司令部「館陶事件ニ關スル方面軍司令官訓示」（防衛研究所図書館所蔵）。

³⁶ 「動員概史」。

入状況が紹介されている。これによると当該独立工兵部隊には昭和 18 (1943) 年 9 月から翌年 5 月までの 9 ヶ月間に、2,660 名 (患者 438 名含む) の人員が 7 個の部隊及びその他から転入して来ており、また、これらの部隊等の内、5 個部隊に対しては、更に 2~3 個の部隊から人員が転入している状況が明らかにされている。

また、いわゆる不良兵の転属の件に関しても、軍の分析に「前科數犯ノ要注意者ノ取扱極メテ不良ニシテ・・・訓化教導スルノ熱意ニ乏シク所謂持テ餘シ者トシテ轉屬二次クニ轉屬ヲ以テシタルハ屢次ニ互ル上司ノ注意ヲ實行セサルモノニシテ軍紀ノ弛緩セル實證ナリ」とあるように、訓化、教導という正攻法を嫌い、転属等によりとりあえず部隊から排除してしまおうとする傾向が強かったことがよく分かる。軍の頻繁な編成(改編)・移動による様々な影響は、このようにして軍の団結力を低下させ軍紀犯発生の要因となったのである。

エ 戦況の悪化に伴う士気の低下

「動員概史」の「大東亞戦争中期以降終戦迄」によれば、ガダルカナル撤退以来、逐次我が方の形勢が思わしくなくなってくると、第一線も後方も一抹の暗い気持ちを持った。殊に海没の多発は「外征者並ニ内地人ニ不安感ヲ生ゼシメ」、外地第一線は補給不足に伴う飢餓状態より士気、軍紀低下し、加えて「敗退、制空、制火權下」の戦闘に必勝感を失う軍隊を生ずるに至った。このため逃亡者が増加し、「甚シキハ小部隊ヲ以テスル投降、中ニ八將校ノ指揮スルモノサヘ生スル」に至った。また内地においては食料事情の急迫により、軍隊内に栄養失調症が多発し、甚だしく戦力を低下させただけでなく、これに伴う小犯罪が続出したとしている³⁷。

戦況の悪化は有形無形の影響を及ぼしたが、士気の低下はそのひとつであった。

(2) 直接的要因(動機)の分析

以上のような事情を背景に犯罪等は増加をみせたが、それでは、直接的な要因としてはどのような事由があったのだろうか。ここでは、重大犯罪である対上官犯と奔敵について分析してみる。

ア 対上官犯

昭和 17 (1942) 年 12 月に陸軍省が作成した「軍紀風紀等ニ關スル情報(第 6 號)」³⁸の「大東亞戦争後ニ於ケル対上官犯ノ状況」によれば、昭和 17 年 1 月から 7 月末までの対

³⁷ 同上。

³⁸ 「軍紀風紀等ニ關スル情報第 6 號」。

上官犯（上官暴行、傷害、侮蔑）の直接的動機の首位は「自己ノ非ヲ注意又ハ叱責セラレタルニ憤激シ」で 38 名であった。次いで「上官ノ非違矯正ノ過激ナルニ憤慨シ」が 14 名、「酒癖ニ基クモノ」が 14 名、「進級及處遇不満ニ基クモノ」が 8 名であり、これらの内、「飲酒酩酊時敢行シタルモノ」が 126 件中 85 件（67.5%）を占めていた。

同史料は、これら対上官犯の原因を概ね次のように分析している。

まず第一に、「社會的情勢ノ變遷ニ基ク遠因」として、自由民権思想が一般社会に浸透し軍隊内にも影響を及ぼしたこと、及び教育水準が向上したことにより上級者に対する服従心が弛緩したことを挙げている。第二に、「年齢及年次ノ懸隔ニ基ク原因」として、我国の一般社会においては年齢の順序を重んずる傾向があり、この関係は相当深刻かつ徹底しており、兵等、特に応召者はこのような社会的習慣も反映して、階級に対する年齢年次の逆転に対し深く関心を持ち、あるいは不快の念を懷き、これが不平不満となって対上官犯を犯すものがあるとしている。第三に、「上官ノ威徳修養及努力ニ缺陷アリ」として、上官の粗暴な態度及び行為、軍事能力の欠如、戦闘行為に対する怯懦、勤務の怠慢、平素の悪行、指導能力の欠如等を挙げている。そして最後に「飲酒ニ基ク原因」があるとして、酒が犯行の原因となり、あるいはその動機となることは明瞭であるとしたうえで、その場合、平素の怨恨を酒気に乗じて晴らそうとする計画的なものと、元来の飲酒家で酩酊の結果、暴行し犯罪を構成した俗に言う酒が犯行を為さしめたものの二つがあることを指摘し、いずれにしても「飲酒酩酊時敢行シタルモノ」が総犯人の 67.5%を占めていることから、犯罪と酒害とは深い因果関係を有しており、軍紀確立上この点に大いに留意しなければならないとしている。

イ 奔敵（逃亡）

「軍紀風紀上等要注意事例集（別冊第 8 号）」によれば「奔敵逃亡等ノ原因ハ多ク存スヘシト雖モ其ノ多クハ將兵ノ志氣沮喪シ戰意喪失セルニ起因スルモノト謂ヒ得ヘシ」とされているが、その具体的な原因及び動機を昭和 18（1943）年度における奔敵の「原因動機別観察」の項目にみると、奔敵は大きく「進テ敵ニ奔リタルモノ」、「捕虜トナリタルモノ」の 2 つに区分される。「進テ敵ニ奔リタルモノ」のうち「入營前ヨリ左翼思想ヲ抱キ或ハ蘇聯ヲ憧憬シアリタルモノ」1 名、「私的制裁ニ憤激シ或ハ軍隊生活ヲ嫌忌シ」4 名、「犯罪（非行）ノ發覺ヲ恐れ」8 名、「敵側ノ宣傳ヲ信シ」3 名、「花柳病ノ發覺ヲ苦慮シ」4 名、「戦友ノ苛酷ナル取扱ニ憤激シ」1 名が内訳として挙げられている。また、「捕虜トナリタルモノ」としては「私的制裁ヲ苦慮シ或ハ軍隊生活ヲ嫌忌シ逃走（離隊）中」1 名、「交戦中負傷失神シ」9 名、「交戦中拉致サレ」11 名、「落伍部隊ヲ離レ」2 名が同じく挙げられている。奔敵の原因、動機はこのように様々であるが、進んで奔敵した者では、

犯罪（非行）の発覚を恐れた者が最も多く、次いで私的制裁・軍隊生活の嫌忌、花柳（性）病を動機とするものが多いことが分かるのである。

次に軍はこれら要因に基づく犯罪等を防止するため、どのような対応を講じたのか見てみたい。

3 犯罪等防止のための軍の対応

（1）教育指導による意識改革

ア 戦陣訓の頒布

中国各方面の戦線の实情に照らして、戦地の異常環境に即応した具体的教訓を示す必要を痛感していた陸軍省は³⁹、昭和16（1941）年1月、「・・・既往の経験に鑑み、常に戦陣に於て勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。・・・」として陸軍大臣名をもって「戦陣訓」⁴⁰を制定示達した。

「戦陣訓」は当初、小冊子として配布され、事後は平時用として下士官兵が常に携帯する軍隊手帳に加えられるとともに戦時用としては詔勅集附録として記載されることとするなど、その普及徹底が図られた⁴¹。「戦陣訓」では、まず「序」において「・・・戦陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。」との認識を披瀝するとともに、「本訓」の「其の一」に「皇國」、「皇軍」に次いで「軍紀」を揚げ、「皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶対随順の崇高なる精神に存す。上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服從の至誠を致すべし。」として軍紀の神髓を明確にした。また「其の三」の「第一 戦陣の戒」において「戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は欲情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。」「怒を抑へ不満を制すべし。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。」とするなど戦陣における軍紀紊乱の要因を具体的に挙げたうえで、軍人の本分、あるいは出征当時の心境、銃後の状況を想起させることにより、将兵の克己心、廉恥心の醸成を図り軍紀の振作を目指した。

³⁹ 今村均『私記・一軍人六十年の哀歡』（芙蓉書房、1970年）165頁。

⁴⁰ 「戦陣訓（昭和16年1月20日）」（防衛研究所図書館所蔵）。

⁴¹ 「戦陣訓冊子ノ取扱二關スル件通牒（陸普第2050號）」（防衛研究所図書館所蔵）。

イ 軍隊教育令の改訂

昭和 15 (1940) 年 8 月 17 日、陸軍省は「・・・大陸軍備ノ増強、既往ノ經驗、事變ノ教訓等ニ鑑ミ現行軍隊教育令ニ所要ノ改正ヲ加ヘ以テ軍備充實ト相俟チテ倍々教育訓練ノ振興ヲ期セントスルニ在リ」として「軍隊教育令 (軍令陸第 2 号、昭和 9 年 2 月 15 日)」を改訂した⁴²。改訂された軍教育令では、「平戦兩時ニ互リ内地、外地ヲ通ジ總テノ軍隊ニ適用シ得ル如ク其ノ範圍ヲ擴張」するとともに、「戦時ノ要求竝ニ時世ノ推移ニ鑑ミ精神要素ノ涵養ヲ以テ軍隊教育ノ神髓トシ確乎不拔ノ大眼目タラシムル如ク精神要素ノ涵養上緊要ナル事項」を一括して具体的に記述するとして精神教育の充実に重点を置き、「總則」の項に新たに 13 項目からなる「精神要素ノ涵養」の項を設けた。また、幹部の教育を一層重視して全編を通じて所要事項を増補するとともに、特に一般教育の部に幹部教育の一章を設けるなど幹部に対する教育の徹底を期した⁴³。

ウ 軍隊内務令の制定

昭和 18 (1943) 年 8 月、陸軍省は「支那事變及大東亞戦争ニヨリ著シク變シタル軍隊ノ實情ニ鑑ミ改正ヲ要スルニ至レリ」として従来からの「軍隊内務書」を改訂し、新たに「軍隊内務令」を制定した。制定に当たっては「現代戦ノ特質竝ニ軍備ノ擴大充實ニ伴フ編制制度ノ改正、將兵素質ノ變遷、駐屯地域ノ擴大變化等軍隊ノ現況ニ即應セシメ且將來ノ趨向ヲモ參酌」して「天皇親率ノ大義ヲ一層明徴ナラシメタルコト」、「精神要素ノ陶冶鍛錬ヲ重視スベキコト」、「作戰部隊ノ適用」等の点が留意されるとともに、軍令の本質を明らかにするため「軍隊内務令」として新たに制定する形式が採用された⁴⁴。

「支那事變ノ經驗ヨリ觀タル軍紀振作對策」⁴⁵によれば、「支那事變下ニ於ケル軍隊ノ内務ハ遺憾ナカラ極メテ不振ニシテ之ニ因由スル幾多ノ事故ヲ發生シアリ」とされ、また「尚事變地ニ於ケル内務ノ實施及起居ノ施設ハ内地ノ夫レニ比シ懸隔大ニシテ内地ノ教育ヲ受ケタル者カ一度事變地ニ臨ムヤ反動的ニ軍紀ヲ紊スノ傾向ナキヤヲ虞ル・・・」ともされ、戦地における特殊な内務環境が軍紀に及ぼす影響についても憂慮されていた。さらに事變勃発以来の軍紀犯の発生状況を観ていけば、軍紀に関する信念徹底を欠き服従心に動揺を生じた結果、遂には上官蔑視の下克上の觀念が胚胎し、上官の処置、態度、若しくは自己に対する取り扱いに不満を抱いて反抗心を起こし、上官に対する暴行脅迫、侮辱、抗命等の重要軍紀犯を敢行するものが多いとされるなど、対英米戦開戦以前から軍隊内務の刷新、

⁴² 「軍隊教育令 (軍令陸二十二号)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴³ 教育總監部「軍隊教育令改正要領 (昭和 15 年 6 月 18 日)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴⁴ 「軍隊内務令制定理由書 (昭和 18 年 10 月)」(防衛研究所図書館所蔵) 1 頁。

⁴⁵ 「支那事變ノ經驗ヨリ觀タル軍紀振作對策 (陸密第 1955 號 昭和 15 年 9 月 19 日)」(防衛研究所図書館所蔵)。

服従心の涵養等による軍内犯罪の抑止の必要性が認識されていた。陸軍省においては、中国戦線におけるこのような実情に鑑み、また、対英米戦開始以降の新たな情勢をも踏まえ、たうえで軍隊内務刷新を期したのであった。

エ 教育指導参考資料等の配布及び各種通牒等の発信

陸軍省では昭和15(1940)年9月、「支那事變ノ經驗ニ基キ軍紀振作上主トシテ軍隊ニ於テ著意スベキ事項」を記述した「支那事變ノ經驗ヨリ觀タル軍紀振作對策」を教育指導上の参考として配布した。また昭和18年1月からは「主トシテ軍紀風紀ノ振肅、服務及内務ノ刷新向上ニ資スル爲憲兵情報、特別報告、軍法會議諸報告中注意ヲ要スベキ事例ヲ蒐集」した「軍紀風紀上等要注意事例集(陸秘第255號別冊)」を配布している。その他、配布開始の時期は不明であるが、軍紀風紀等に関する教育参考資料として「軍紀風紀等ニ關スル情報」を配布するとともに、陸軍省兵務課課員、憲兵司令部等の署名をもって軍紀風紀に関する事例・対策等を『偕行社記事(特報・特號)』に掲載し、主に将校を対象として軍紀振作に関する意識の高揚を図った。これら教育資料等には陸軍内における犯罪統計等を詳細に掲載するとともに、軍内の犯罪及び軍紀弛緩の実態を具体例をもって紹介し、情報の共有化並びに教訓の普及に努めた。また軍司令官会同等、各種会同の機会を活用して軍紀風紀の振肅について徹底するとともに、必要の都度、陸軍大臣、次官、副官名をもって通牒を発するなど軍紀振作に努めた。

(2) 犯罪等発生因子の排除

ア 要注意兵対策

要注意兵の存在が各種軍紀犯発生要因となっていたことは既に述べた通りであるが、重大な対上官犯罪である「館陶事件」が発生した約2ヶ月後の昭和18(1943)年2月、北支那方面軍司令部は「館陶事件ノ概要ニ就テ」を出し、その中で要注意兵に対する対策を指示した。この中で同方面軍は将来の対策として、部隊臨時編成時における不良兵の排除及び優良中隊による部隊単位の編成、不良兵の身上把握による指導監督、転入者の取り扱い(遠隔地に置かず、部隊長の所在地に置く)等、具体的な処置要領を示して、この種、事案の再発防止の徹底を図った。当時、北支に在った第224連隊第3機関銃中隊の昭和18年6月から8月までの間の陣中日誌⁴⁶には、編制改正業務における転属者要員選定上の着眼が記載されている。これには「思想正順ニシテ素質良好ナルモノ」、「過去ニ於テ要注意者要教化者ニアラザルモノ」、「比較的能力優秀ナルモノニシテ記憶理解共ニ普通以上ノ

⁴⁶ 「歩兵第二百二十四聯隊第三機關銃中隊陣中日誌」(防衛研究所図書館所蔵)。

モノ」、「酒乱ニナラザルモノ」、「健康上危惧ナキモノ」、「入院患者生死不明者逃亡者並ニ四年兵ニアラザルモノ」の6項目が列挙されており、部隊においてどのように転属兵を選考していたか、その基準の一端を具体的に知ることができる。

一方、軍中央においても、昭和19(1944)年5月に軍隊教育能率の向上並びに軍隊における犯罪防止を図るため、陸軍省副官名をもって「精神薄弱及精神病質者対策二關スル件陸軍一般へ通牒(陸軍密第4619號)」⁴⁷を出している。そこでは精神薄弱者及び精神病質者対策として、まず各部隊において入営時、初年兵に対して知能検査を実施し、事後、身上調査資料及び直接観察等により精神健康調査を実施し、「著シク能力劣等ニシテ教育成果擧カラサル者」等、12項目に該当する者を摘出する手順が示された。これにより知能検査成績不良とされた兵及び部隊において該当者として摘出された兵については軍医による個別検査を実施して、要注意兵(「精神特訓兵」)あるいは要入院兵に該当するか否かを決定するとともに、既に在営中の兵に対しても必要に応じ前項に準じて処置するものとし、この際特に刑・懲罰に処せられた者を重視するとした。

更に陸軍省は昭和19(1944)年8月には「兵ノ犯罪非行中其ノ身上把握不十分ナルニ起因スルモノ極メテ多キヲ以テ特ニ其ノ轉屬等ニ方リ要注意ノ身上把握確實ニシ之力取扱指導ヲ適切ナラシムルニ在リ」として陸軍省副官名で「要注意兵ノ身上調査票二關スル件陸軍一般へ通牒(陸軍密第3393號)」⁴⁸を出し、「兵及之ニ準スル者ニシテ思想關係者、前科者、懲罰經歷者、精神病質(薄弱)者等ニシテ取扱上特ニ注意ヲ要スル者」を対象に要注意兵の身上調査票の作成を義務づけている。同調査票は中隊長等を調製官とし、現役入隊時又は補充兵、国民兵の初度応召時に身上明細簿その他の資料に基づきなるべく速やかに、また入隊後は要注意兵発見の都度これを調製するものとした。また調製後は兵の身上異動に伴い機を失せず所要の補修訂正を行うとされ、特に調査票の作成・更新に当たっては細密な対応を求めている。さらに送付に関しても「・・・轉屬等ニ方リテハ之力送付ヲ特ニ迅速確實ナラシメラレ度申添フ」とするなど、本調査票については常に最新の内容を維持するとともに、異動等の際は迅速確実にこれを送付して、形式的な処置に陥らぬよう留意がなされた。

イ 私的制裁対策

私的制裁については、部隊における教育指導上の参考資料として配布された「支那事變ノ經驗ヨリ觀タル軍紀振作対策」の中においても「・・・内務班(宿舍内)ハ正常ナラサ

⁴⁷ 「精神薄弱及精神病質者対策二關スル件陸軍一般へ通牒(陸軍密第4619號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴⁸ 「要注意兵ノ身上調査票二關スル件陸軍一般へ通牒(陸軍密第3393號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

ル小言ヲ受クル場所ト化シ或ハ私的制裁其ノ跡ヲ絶タサル等ノ爲特ニ下級者ハ内務ノ起居ヲ厭ヒ遂ニ逃亡自殺者ヲ發生スルニ至リシモノ少シトセス」とし、また「特ニ私的制裁ハ其ノ弊害最モ大ニシテ軍紀ヲ紊リ團結ヲ破リ軍隊ニ於ケル犯罪生起ノ重要原因ヲナシアリ對上官犯ニ就テ之ヲ觀ルモ上官ノ處置ヲ恨ミ私刑ヲ受ケテ俄然之ニ反抗セルモノ少カラサルハ此ノ間ノ事情ヲ立證スルモノナリ」とされ、部隊内に私的制裁が横行し、それが自殺及び軍内犯罪の元凶になっていることが十分に認識されていた。

このような私的制裁を防止するための対策として以前から指導及び参考資料の配布等も行われていたが、対英米戦直前の昭和 16 (1941) 年 12 月 7 日、陸軍省は「・・・近時特編部隊ノ増加ニ伴ヒ私的制裁激化ノ傾向ヲ看ルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ」としてあらためて陸軍次官名で「私的制裁絶滅ニ關スル件通牒 (陸密第 3776 號)」⁴⁹を出し、私的制裁の根絶に乗り出した。同通牒では私的制裁は「軍隊ノ團結ヲ破壊シ對上官犯或ハ逃亡離隊等ノ重ナル動機ヲ醸成シ又軍民離間ノ素因トナルコトニ關シテハ敢ヘテ贅言要セザル所・・・」として、それが軍内犯罪の要因たるのみならず、軍民を離間させる素因になっていることを指摘した。そのうえでまた、時局の進展は軍の負荷する任務を益々加重にし、軍隊は兵力増加に伴う兵員素質の低下、その他一切の悪条件を克服して其の團結親和を強化する必要がいよいよ切迫している情勢に鑑みれば、特に下級幹部の内務指導能力の向上、なかんずく「兵員兵室ニ親炙シテ行フ周密ナル監督指導ヲ透徹セシメ信賞必罰ト相俟ツテ」私的制裁の根絶を期さなければならないとした。

しかしながら、私的制裁の根絶は、3 年後の昭和 19 (1944) 年 8 月に出された「軍紀風紀上等要注意事例集 (別冊第 8 號)」では「私的制裁ノ根絶ニ關シテハ昨年十二月内地軍參謀長會同席上陸軍次官ヨリ其弊害ヲ指摘ノ上舊來ノ觀念ヲ一新シテ各級幹部ニ對スル教育指導ヲ適切ニシ且刑懲罰ノ実施ヲ嚴正ナラシメ以テ劃期的ニ弊風ヲ刷新スヘク嚴ニ強調セラレタル處ナルカ其後ニ於テモ猶依然トシテ行ハレアリ・・・」とされ、依然厳しい実情にあった。

昭和 19 年 1 月以降 4 月末までの間に内地部隊 (朝鮮、台湾含む) において発生した私的制裁は、犯罪として取り扱い又は問題化したものだけでも陸軍軍人軍属に対するもの 152 件 (被制裁者数 : 288 名)、海軍軍人に対するもの 5 件 (被制裁者数 : 5 名)、常人 (民間人) に対するもの 33 件 (被制裁者数 : 190 名) で、合計 190 件 (被制裁者数 : 483 名) にのぼるなど私的制裁を根絶することは出来なかったのである。

ウ 報告態勢の改善

⁴⁹ 「私的制裁絶滅ニ關スル件通牒 (陸密第 3776 號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

「支那事變ノ經驗ヨリ觀タル軍紀振作對策」によれば、「事件生起ノ場合動モスレハ上級指揮官ニ報告スルコトナク之ヲ處理セントスルモノアリ宜シク機ヲ失セス之ヲ報告シ上級指揮官ノ統率ヲ容易ナラシムルト共ニ事件ノ處理ニ遺憾ナキヲ期スルコト肝要ナリ」とされており、陸軍では往々にして軍紀犯に関する報告を躊躇する傾向があったことが分かる。

陸軍省は昭和 16 (1941) 年 3 月に「戦時陸軍報告規程 (大正三年陸普第 2481 號)」を全面的に改正して「戦時陸軍報告規程 (陸普第 1389 號)」⁵⁰とし、この際、軍紀違反に関しても新たに特別報告として「重大ナル軍紀違犯事項」の項目を設け、重大な軍紀違犯が発生した場合には「発生日日時」、「違犯事項ノ概要」等について報告するよう定めた。

特別報告はその都度これを提出するものとされ、また重要事項についてはその緩急に応じて電話、電信又は文書をもって迅速にその概要を報告し、更に詳細な報告を提出するものと規定した。

さらに昭和 19 (1944) 年 2 月には「戦時陸軍報告規程中改正ニ關スル件陸軍一般へ通牒(陸普第 394 號)」⁵¹をもって「軍紀ニ關スル特別報告事項」の項を附表として独立させ、「軍人軍屬ノ變死」等、比較的軽易な特別報告との区別を明確にするとともに、報告項目を「違反事項ノ種類及所屬部隊官等級氏名將校ニ在リテハ特ニ出身別ヲ明記スルモノトス」、「事件ノ概要」、「原因動機」など、より詳細な内容に改正し、新たに「重大ナル軍紀違反事件」に該当する軍紀違反として 12 項目を明示した。このほか、この改正により内地各軍司令官及び外地最高軍司令官はその月における隷(指揮)下部隊の犯罪非行の概要、特に軍紀風紀上要注意事象及び軍紀風紀の振肅のため執った処置、並びにその成果等を師団及びこれに準ずる部隊以上につき取りまとめ、なるべく速やかに報告するものとするなど、軍紀違反に関する報告態勢の強化が図られた。

エ 福利厚生の充実

軍内における犯罪等の防止、軍紀風紀の振作のためには、教育の徹底や厳しい取り締まりだけではなく、一方で福利厚生 of 充実も必要であった。このため軍は「戦地勤務の長期化、特に戦闘行為の惨烈危険等より不知不識の間に生ずる荒む心の矯正の爲」として戦地と内地との通信便宜の供与、慰問品の送付、演芸慰問団の派遣、映写班の編成巡回など慰安施設の拡充、軍人倶楽部の新設等の施策に配慮している⁵²。

(3) 取り締まり強化による犯罪等の抑止

⁵⁰ 「陸軍成規類聚第六卷附録」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁵¹ 「戦時陸軍報告規程中改正ニ關スル件陸軍一般へ通牒(陸普第 394 號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁵² 新田満夫編『極東国際軍事裁判速記録(第六卷)』(雄松堂書店、1968年)495頁。

ア 各種処罰規定の改正

昭和 17(1942)年 2 月、陸軍は軍紀を振肅強化するため陸軍刑法の改正(法律第 35 号、昭和 17 年 2 月 20 日)を行い、軍紀犯に関する処罰規定を新設又は整備した⁵³。

その概要は、まず「褫職ノ罪」の内、従軍を免れ又は危険な勤務を避ける目的をもって疾病を作為し、身体を毀傷し、その他、詐偽の行為を為したる者についての最高刑を「五年以上ノ有期懲役刑」から「死刑」に改定した。次に「抗命ノ罪」の内、敵前を除く軍中又は戒厳地境における上官への反抗及び不服従については「一年以上七年以下ノ禁錮」を「一年以上十年以下ノ禁錮」に、その他の場合の上官への反抗及び不服従は「二年以下ノ禁錮」を「五年以下ノ禁錮」に改めるとともに、党与してこれを行った場合の刑を「無期又八年以上ノ禁錮」から「無期又八年以上ノ禁錮」の刑に改めた。さらに現行法では上官に対する殺傷の罪の規定がなく普通刑法を適用せざるを得なかったことから、上官に対する暴行、脅迫を対象とした従来「暴行脅迫ノ罪」を「暴行脅迫及殺傷ノ罪」に改めて、殺傷の場合にも適用できることとし、この際、上官に対し暴行又は脅迫を為した場合の刑については、敵前の場合は「一年以上十年以下ノ懲役又八禁錮」を「一年以上ノ有期ノ懲役又八禁錮」に、その他の場合は「五年以下ノ懲役又八禁錮」を「十年以下ノ懲役又八禁錮」刑に改めた。上官殺傷に係わる刑については、特に党与して兵器又は凶器を使用して上官を傷害し又はこれに対し暴行若しくは脅迫を為し上官を死に致らしめた者については、敵前の場合は「死刑」、その他の場合は「死刑又八無期ノ懲役若八禁錮」とし、上官を殺害した場合は「死刑」とした。さらに「逃亡ノ罪」の内、故なく職役を離れ又は職役に就かざる者については、戦時、軍中又は戒厳地境にあって 3 日を過ぎた場合を「五年以下ノ懲役又八禁錮」から「六月以上七年以下ノ懲役又八禁錮」に、また、その他の場合において 6 日を過ぎた場合は「二年以下ノ懲役又八禁錮」を「五年以下ノ懲役又八禁錮」の刑に改めた。さらに党与して前条の罪を犯したる者についても、最高刑を無期に引き上げた⁵⁴。

イ 憲兵による軍秩序維持強化

憲兵は軍紀風紀の肅正維持、非違犯罪の警防捜査を任務としていたが、陸軍では往々にして憲兵との協力を忌避する傾向があった⁵⁵。当時、「中隊以上ノ軍隊及之二準スヘキ軍隊」及び「官衙、學校、特務機關及戦時ニ於ケル特設機關」の長は、陸軍軍法会議法第 74 条に基づいて、その部下に属する者及び監督を受ける者の犯罪に対し陸軍司法警察官の職務

⁵³ 「陸軍刑法中改正に就て」『偕行社記事』特號第 810 號附録別冊(昭和 17 年 3 月)1-4 頁。

⁵⁴ 「陸軍成規類聚第六卷第十六類」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁵⁵ 「支那事變ノ經驗ヨリ觀タル軍紀振作對策」。

を執行することができた⁵⁶。このため部隊等においては憲兵に協力を求めることなく直接犯罪処理に当たることがあり、その結果、犯罪の防止、処理に適正を欠くことがあったのである。

このような現状を憂慮した陸軍省は昭和 14 (1939) 年 9 月、「部隊長ノ犯罪捜査ニ關スル件 (陸普第 5859 號)」⁵⁷を出し「・・・犯罪事件ノ捜査ハ寧口機ヲ逸セス陸軍司法警察官タル憲兵ニ移スヲ有利ト認メラルルニ付各部隊ノ實情ニ應シ適宜指導又ハ處理相成度依命通牒ス」として部隊、憲兵相互に連携協力して犯罪処理を行うよう指導した。さらに昭和 16 (1941) 年 8 月には「陸軍司法警察執務心得 (陸訓第 27 號)」⁵⁸を定め、「陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ部隊長ハ・・・檢證ヲ要スルモノ、他部隊又ハ陸軍以外ニ關係ヲ有スルモノ其ノ他犯罪事實複雑ニシテ捜査困難ナルモノハ之ガ捜査ヲ陸軍司法警察官ニ委スルヲ例トス」とするなど、部隊等と憲兵との協力の徹底を図った。しかし、憲兵忌避の傾向はその後改善されなかったとみられ、開戦まもない昭和 17 (1942) 年 1 月には陸軍省副官名で「部隊ト憲兵トノ緊密ナル連絡ニ關スル件陸軍一般へ通牒 (陸密第 149 號)」⁵⁹を出している。それによれば、最近逃亡離隊等の非違事件が発生した場合、部隊より憲兵に対する連絡が著しく遅延する傾向があるが、この種事件は日時が遠ざかるに従い捜査のため多大の兵力と労力を要するに至り、しかも成果はこれに伴わず、遂にはこれを刑律に抵触させるのみならず他の犯行を重ねさせ、ひいては銃後治安にも悪影響を及ぼすことになる。各部隊においては非違事件の発生直後における憲兵との連絡を緊密にして時機を失することが無いように努め、もって非違警防に関し一層遺憾なきを期するよう指導している。

また昭和 20 (1945) 年 1 月には陸軍次官名で「憲兵ノ軍秩序維持協力ニ關スル件陸軍一般へ通牒 (陸密第 347 號)」⁶⁰が出され、あらためて憲兵による軍秩序維持強化が図られている。本通牒では部隊、憲兵相互の緊密な連携協力の下、いよいよ皇軍の精強化を促進されたいとして「軍隊ト憲兵ノ精神的融合」、「各級部隊長ノ憲兵ニ對スル意圖ノ開示」等、5 項目を示し、これに基づいた連携協力を指導している。さらに本土決戦態勢の確立による軍の膨大な増加に伴い、軍の秩序維持を図るとともに、軍民接触の増大に伴う軍民関係の円滑化を図るためとして、昭和 20 年 3 月 16 日には国内憲兵の編制改正を行い、その編

⁵⁶ 「陸軍成規類聚第六卷第十六類」。

⁵⁷ 「部隊長ノ犯罪捜査ニ關スル件 (陸普第 5859 號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁵⁸ 「陸軍成規類聚第六卷第十六類」。

⁵⁹ 「部隊ト憲兵トノ緊密ナル連絡ニ關スル件陸軍一般へ通牒 (陸密第 149 號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁶⁰ 「憲兵ノ軍秩序維持協力ニ關スル件陸軍一般へ通牒 (陸密第 347 號)」(防衛研究所図書館所蔵)。

成人員を従来の3倍とする処置を講じたのである⁶¹。

おわりに

大東亜戦争期における軍の犯罪等は、大量動員による軍の質の低下、広域分散配置による軍紀の弛緩、頻繁な編制(改編)・移動による団結力の低下、戦況の悪化に伴う士気の低下等の間接的な要因(環境的要因)を背景に、軍隊生活の忌避、犯罪等の隠蔽、私的制裁に対する抵抗等の直接的な要因(動機)が複雑かつ相互に作用して生起したと見ることができる。これら各種要因に基づく犯罪等に対して、軍は教育指導による意識改革、犯罪等発生因子の排除などの予防的対策と、取り締まり強化による犯罪等の抑止などの矯正的対策をもって対処した。

しかし、戦いつつ教化に当たらねばならない当時の軍の実状においては、これら対策はいずれも対症療法の域を出ることはなかった。特に、間接的な要因(環境的要因)については如何ともしがたい面があった。また、いわゆる無形的戦闘力の振作高揚を極めて重視していた軍は、犯罪等の防止対策においても、精神要素の涵養など精神主義が基調となる傾向が強く、実態に即した具体的対策を欠くこととなり、これらは大量動員で質の低下した幹部の指導力不足とも相まって、さらにその傾向が助長されることになった。しかし、河邊正三元陸軍大将が戦後著した「日本陸軍精神教育史考」⁶²の中で「精神力は不断の培養に依りて確保し且つ高揚を策するを要し、若し之を怠り而も常に所要の物質威力を注入竝馳せしむることを欠かんか忽ちその限度に達し爾後低下の一途を辿ることが悲しき已往の現実であった。」と述べているように、物質的な裏付けのない精神主義に依存するには限度があったのである。軍中央から類似の通牒が何度となく出され、同種の指導が繰り返されている事実は、このような事情を物語っているといえよう。結局、軍による各種犯罪等対策は、その実を十分に上げることが出来たとは言い難く、軍人軍属による犯罪等は軍内は勿論のこと、軍民離間など軍外にも様々な影響を及ぼすことになったのである。

(防衛研究所戦史部所員)

⁶¹ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 本土決戦準備<1>』250-252頁。

⁶² 河邊正三「日本陸軍精神教育史考(巻一)」(防衛研究所図書館所蔵)135頁。